

議案第 10 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年 9 月三
宅町条例第 46 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和31年9月三宅町条例第46号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表のとおりとする」を「職員等の旅費に関する条例(昭和61年12月19日三宅町条例第26号)の例による」に改め、同条第2項を削る。

附則に次の1項を加える。

57 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。

別表を次のように改める。

別表

区分	給料月額
町長	830,000円
副町長	700,000円
教育長	600,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、赴任による旅行においては施行日同日より適用し、その同日前に出発した旅行についても新条例の例による。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(旅費)</p> <p>第9条 特別職の職員に支給する旅費の額は、<u>職員等の旅費に関する条例(昭和61年12月19日三宅町条例第26号)の例による。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～56 (略)</p> <p>57 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第9条 特別職の職員に支給する旅費の額は、<u>別表のとおりとする</u>。</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～56 (略)</p>

別表

区分	給料月額
町長	830,000円
副町長	700,000円
教育長	600,000円

別表

区分	給料月額	旅費				
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1kmにつ き	宿泊料1夜 につき
町長	830,000円	運賃並び に特別車 両料金	上級の運賃	実費	37円	14,800円
副町長	700,000円	//	//	//	//	13,100円
教育長	600,000円	//	//	//	//	//